令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
資料１

文部科学省

校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見、現代的課題と多様な子供たちへの対応について

令和８年10月29日

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課　安全教育推進室

議題（１）校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見について

- 校内組織体制の充実について　・・・ 5
- 教職員の能力向上について　・・・ 6
- 子供の意見について　・・・ 13

議題（２）現代的課題と多様な子供たちへの対応について

- 青少年の安全・安心なインターネット利用に関する取組について　・・・ 15
- 生命（いのち）の安全教育について　・・・ 17
- 学校における熱中症事故の防止について　・・・ 18
- クマ被害防止対策、国民保護に関する事案について　・・・ 19
- 障害のある児童生徒等、外国人児童生徒等について　・・・ 21

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

Ⅰ　総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
○ 学校安全の取組内容や意識の差
○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性

など

施策の基本的な方向性

○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

Ⅱ　推進方策

5つの推進方策 を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進	2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	3. 学校における安全に関する教育の充実	4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

○ 学校経営における学校安全の明確な位置付け
○ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
○ 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
○ 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
○ 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

○ コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
○ 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
○ SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

○ 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
○ 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
○ ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

○ 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
○ 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
○ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
○ 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

○ 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
○ 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
○ 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
○ AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
○ 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
○ 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について
～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～　審議のまとめ

令和7年3月3日

1.これまでの議論

○ 学校の努力だけでは防止できない事案（地震などの自然災害、不審者侵入事件、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等）の顕在化
○ 学校安全に関する課題の複雑化・多様化
→ 実効的・持続的な学校安全の取組を組織的に推進する必要
→ セーフティプロモーションスクール*1の考え方を取り入れた取組の充実
→ コミュニティ・スクール*2の仕組みの活用を含む地域との連携・協力の必要性
→ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築が必要

*1学校安全について組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校

*2地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校

地域や関係機関等との連携・教職員及び校内組織体制について検討・整理

2.地域や関係機関等との連携体制の整備

○ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用
○ 「安全教育」「安全管理」の充実の観点から連携の充実を図る
→ 「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を学校運営協議会等の場で共有し、協議を行う
○ 自然災害や犯罪被害は地域においても共通の課題
→ 自治体の防災・安全担当部局や警察・消防等も交えた取組の推進
○ 地域や関係機関・団体との連携を強化、外部評価や改善を継続
→ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進

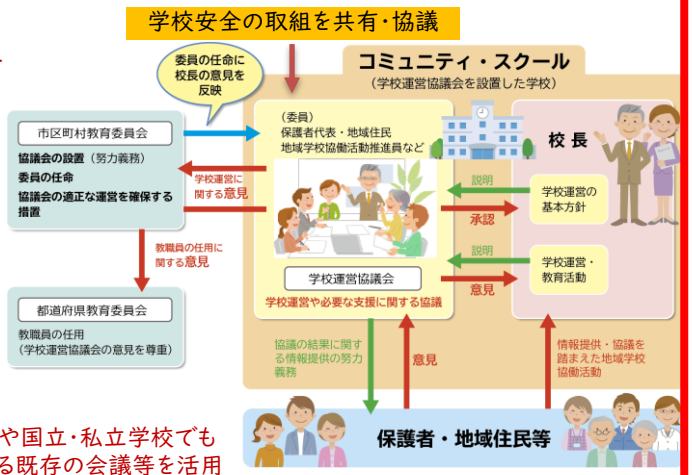

※学校運営協議会未設置校や国立・私立学校でも地域や関係機関等が関わる既存の会議等を活用して学校安全について協議していくことが有効

3.学校安全の中核を担う教職員及び校内組織体制の整備・充実

○ 学校安全の校内組織体制の整備・充実を図る
→ 学校安全を学校経営方針の柱に位置付ける
→ 校長等の管理職のリーダーシップの下、校務分掌に中核を担う教職員を位置付けつつ、全ての教職員で取り組む校内組織体制を構築する
→ 中核を担う教職員には、学校内外との連携・調整機能充実のための「新たな職」の動きを踏まえつつ、中堅層の教師を充て適切な処遇等について検討
→ 学校の設置者は各学校の組織体制整備を支援する
→ 各教職員に求められる役割及び資質能力を整理
→ 教師の負担軽減のため、地域の多様な関係者等と効果的な連携を図る



全ての教職員	・学校安全の重要性の理解、推進するための課題の認識 ・各自の役割に係る取組とマニュアル等見直しへの参画、安全教育の実施 ・事故の未然防止に関する安全管理、事故等発生時の対応の実施　等
校長等の管理職	・学校経営に学校安全を位置付け、学校安全の方針を示す ・事故の未然防止、発生時における安全確保のリーダーシップ ・校内組織体制及び、家庭・地域・関係機関等との連携体制の整備　等
中核を担う教職員	・校内組織の円滑な機能、取組の効果を上げる調整・指導・助言 ・実効性のある学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・見直し ・校内研修の企画・実施、外部機関との連絡調整の窓口　等

4.教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備

○ 各教職員が、できるだけ速やかに必要な資質能力を習得したり、学校安全の諸課題への対応能力を身に付けられるようにする必要
→ 教職員の負担を軽減しつつ、効率的・効果的に学べるよう、オンライン・オンデマンド形式や実習・演習形式を適切に組み合わせた研修を充実
○ 校長等の管理職のリーダーシップの下、中核を担う教職員が中心となって、計画的かつ着実な研修・訓練等を実施する必要
→ 学校安全に関する研修の教員研修計画への位置付け、法定研修での取り扱い、研修受講履歴の適切な記録、教員養成における学修の充実

※国立・私立学校に対しても、積極的な情報提供や研修の機会の提供等を通じて、地域全体での資質能力の向上や連携体制の強化を図る必要

校内組織体制の充実について

文部科学省

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について

（令和７年９月26日７文科初第1404号文部科学事務次官通知）抜粋

３　主務教諭の職の設置について

（３）主務教諭の職務について

主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されること。例えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。

このため、一定の経験、知識等を有する教諭のうち、こうした役割を担うことができる教諭が主務教諭として任用されることになると考えられること。なお、ここで言う「知識等を有する」には、心理や福祉に関する資格等を活用するなどして、特定の学校教育活動の核となって役割を担っているような場合や、教職大学院を修了し高度な専門的職業能力を身につけているような場合なども含みうると考えられること。

教職員の能力向上について

文部科学省

教育職員免許法施行規則(抄)
【令和６年４月１日施行】

第一章　　単位の修得方法等
第三条　　免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び役員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等に指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

教職課程コアカリキュラム（学校安全に係る箇所抜粋）

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

全体目標:

現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

（3）学校安全への対応

一般目標:

学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標:

1）学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。

2）生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

出典：文部科学省.初等中等教育局教育職員政策課 「教職課程コアカリキュラム等について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/mext_00002.html）

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（審議のまとめ）（令和8年9月17日）【概要】

- **令和６年12月25日**、文部科学大臣より、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について、**中央教育審議会に諮問**。
- **令和７年10月15日**、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、上記**諮問を踏まえた議論の論点整理**を提示。

多様な人材を教職に導くとともに、教師を生涯にわたって学び続けられる魅力あふれる仕事にできるよう、以下の改革を実施。

社会の変化や指導要領改訂等を見据え、教師の質を維持・向上させるための①教職課程の在り方／②採用・研修の在り方

○教員免許取得に必要となる**共通的に学ぶ基礎的な内容を厳選**し、併せて**「強み専門性」に係る学修を位置付け**

- 全体の単位数を厳選して多様な学部学科の学生が履修できる環境を整備しつつ、強み専門性に係る学修を含めれば現状に近い単位数を担保

○**指導要領改訂と密接に連動**した教職課程の**抜本的アップデート**

- （例）「多様な社会経済文化的な背景や特性の理解と包摂」、「学級経営」「教育の方法・技術及びデジタル学習基盤」の追加等
- 中学「情報・技術科」創設に対応した免許制度の在り方や環境整備等の検討
- 幼稚園教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の教職課程改革

○**現場の負担を軽減した質の高い教育実習**の実現に向けた検討

- 上限の設定やテンプレートの全国標準化・電子化等ガイドラインの作成に向けた検討会を設置
- 教育実習のうち、一部を学校体験活動にすることを努力義務化

○**大学内・大学間連携等**を通じた**質の高い教職課程**の実現と**地域における教員養成のハブ**としての役割を明確化

○コアカリキュラムの目標の**到達状況を確認**するための**CBTの導入**

- コアカリキュラム・CBT（教職課程）・教員採用試験一次選考の内容を連動

○学び続ける教師の為の**研修の充実**

- 指導要領改訂も踏まえた研修の充実等を検討

○**大学院修学休業を**より多様な研究や活動も対象とできるよう**抜本的に拡充**

○免許状を、**基礎的な免許状・標準的な免許状・より上級の免許状**に再編

- 免許状の上進を推進するための仕組み

③多様な社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

○特別免許状の授与判断を容易にするため、**授与の基準等をより具体化**

○**免許状授与の適格性**判断の方法について、**多様な手段**の導入を検討

- （例）教員資格認定試験の弾力的な運用や大学院等での学修をもって特別免許状等の資質能力立証に活用する、等

○**大学院新教育課程**を通じて免許状の授与が可能となる方策の検討

○算数・理科等について**小学校専科の普通免許状を新設**

○**高専卒業者の免許取得**を可能に

○教師になった者への**学部段階の奨学金返還支援**等の仕組みに向けた制度設計

子供たちの学びの要である教師の質と量を持続的に担保し、子供一人一人の主体的・対話的で深い学びを最大限引き出す。

出典：文部科学省.中央教育審議会（第145回）令和8年10月20日開催
配付資料2-1「教員養成部会における審議のまとめについて」

今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ） 令和8年6月16日時点

＜小学校＞ 現行

教科及び教職に関する科目	各教目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は１単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から２教科以上を含み１単位×６教科	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解　１単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法　一種免２単位、二種免１単位 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法　１単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む　上限２単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		2	2
	計	59	37

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）※加えて、「介護等体験」が必要（小学校、中学校）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
教育の基本と教科指導等に関する科目	• 小学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） • 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 • 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 • 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用をむ。）１単位×10教科 • 道徳の理論及び指導法　免許状（A）２単位、免許状（B）１単位 • 総合的な学習の時間の指導法 • 特別活動の指導法（学級経営を含む）	18	18
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	• 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 • 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 • 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） • 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項(教育法規を含む。※) • 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 • 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 • 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供　2単位 • 生徒指導の理論及び方法 • 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論的及び方法 • 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 • 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	12	12
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む　上限２単位）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	–
	計	57	37

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）

出典：文部科学省．教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）」（令和8年6月16日）

文部科学省　学校安全ポータルサイト「教職員のための学校安全ｅ-ラーニング」

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開しています。対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。

こうした基礎的な内容の学修に加え、外部講師を招いて防災等の実際を学ぶ機会を設けたり、応急救命措置の知識を身に付けるためのAEDを用いた実習を行うことも有効です。

学校安全ポータルサイト
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

1



2

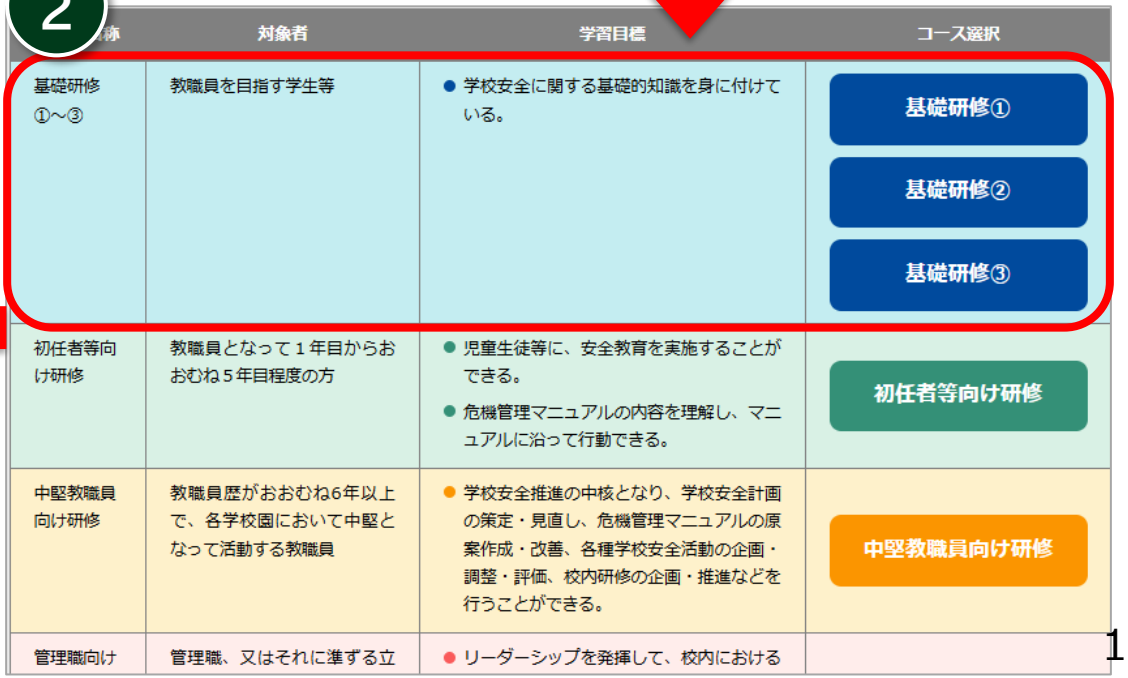

対象者	学習目標	コース選択
教職員を目指す学生等	● 学校安全に関する基礎的知識を身に付けている。	基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③
教職員となって１年目からおおむね５年目程度の方	● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿って行動できる。	初任者等向け研修
教職員歴がおおむね6年以上で、各学校園において中堅となって活動する教職員	● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・見直し、危機管理マニュアルの原案作成・改善、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。	中堅教職員向け研修
管理職、又はそれに準ずる立	● リーダーシップを発揮して、校内における	

3



独立行政法人教職員支援機構 「学校安全指導者養成研修」

各地域・学校での学校安全の充実を図るため、指導者となる教職員を養成する研修を実施

【各都道府県、指定都市等の指導者（リーダー)を養成】

学校安全指導者養成研修

※令和８年度は、都道府県・指定都市・中核都市の指導主事や教職員等136名が受講。

学校安全に関し、**各地域で指導者的役割を果たすことができるようにする**ため、都道府県・市町村教育委員会の学校安全担当指導主事及び各地域の小・中・高等学校等の教員等を対象とした研修会

【各学校の中核となる教職員を養成】

都道府県、指定都市、中核市等が実施する研修

○学校安全教室推進事業（委託事業）
　各学校における**各学校の中核となる教職員を対象とした講習会の実施**に対する支援
○都道府県等が独自で実施する研修

学校　学校　学校　学校　学校　学校　学校

各学校で各教科・特別活動等、教育活動全体を通じた安全教育や訓練、教員研修等を実施

全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和５年度実績〕抜粋

１８．教職員を対象とした学校安全に関する校内研修内容

18-1. 全国の学校

	調査対象校	校内研修の内容（複数回答可）						いずれも実施していない
		生活安全	災害安全	交通安全	インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ	性犯罪、性暴力防止のための教育	その他	
合計	38,171	31,040 81.3%	25,464 66.7%	21,108 55.3%	21,068 55.2%	13,386 35.1%	788 2.1%	2,055 5.4%
幼稚園	4,325	3,457 79.9%	3,183 73.6%	2,640 61.0%	805 18.6%	636 14.7%	88 2.0%	418 9.7%
幼稚園型認定こども園	864	702 81.3%	631 73.0%	493 57.1%	128 14.8%	104 12.0%	21 2.4%	84 9.7%
小学校	17,981	15,759 87.6%	12,013 66.8%	10,524 58.5%	11,061 61.5%	6,949 38.6%	344 1.9%	571 3.2%
中学校	9,199	7,205 78.3%	6,132 66.7%	5,024 54.6%	5,959 64.8%	3,721 40.5%	174 1.9%	488 5.3%
義務教育学校	230	198 86.1%	167 72.6%	139 60.4%	159 69.1%	86 37.4%	9 3.9%	4 1.7%
高等学校	4,395	2,665 60.6%	2,444 55.6%	1,898 43.2%	2,411 54.9%	1,555 35.4%	126 2.9%	473 10.8%
中等教育学校	51	28 54.9%	31 60.8%	21 41.2%	35 68.6%	22 43.1%	0 0.0%	3 5.9%
特別支援学校	1,126	1,026 91.1%	863 76.6%	369 32.8%	510 45.3%	313 27.8%	26 2.3%	14 1.2%

（上段：件数、下段：構成比）

子供の意見について

文部科学省

こども基本法　－こども等の意見の反映（第11条）－

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。

- ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解されます。

- ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。

（参考）令和4年5月24日 参・内閣委　提案者答弁
　こどもの視点に立った施策が具体的に展開されていくためにもこどもの意見をしっかりと反映することが必要であり、そのためには必要な措置を国や地方公共団体がそれぞれの立場で講じなければならないというふうにしたところであります。

文部科学省主催 「学校安全フェスタ」について

概要

子供たちによる主体的かつ先進的な学校安全の取組について、全国的な交流・発表の機会を設け、児童生徒の学校安全に関する意識の向上及び各地域・各学校における取組の推進を図ることを目的として実施した。

令和8年度は9府県12校の高校生31名が参加。ポスターセッションとグループディスカッションを実施した。



● ポスターセッション

参加した高校生は、関心のあるテーマのポスター展示ブースを自由に回り、発表者による説明を聞きながら意見交換を行った。会場では、防災、防犯、交通安全など、各学校の特色ある取組が紹介され、発表者と参加者、また参加者同士で熱心な質疑や意見交換が行われるなど、活発な交流の場となった。

● グループディスカッション

「安全な社会をつくるために、私たち高校生にできることは何か」をテーマに、小グループに分かれて意見交換を行った。参加者は、学校や地域における取組や課題、自身の経験に基づくアイデアを共有しながら、互いの考えに耳を傾け、議論を深めた。各グループでは、高校生ならではの視点から多様な提案が示され、活発な討議が展開された。

青少年の安全・安心なインターネット利用に関する取組について

文部科学省

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「第６次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」を踏まえ、以下の取組を推進

◆　子供・保護者への啓発

○　関係者庁との連携による啓発
- 春のあんしんネット・新学期一斉行動による保護者等への呼びかけ
- 児童生徒・保護者・教職員を対象とした安全なICT利活用のための啓発講座（ｅネットキャラバン）実施の支援
- ネット利用に起因する性被害や犯罪の防止に向けた啓発資料の作成・周知
- ネットトラブル事例集の周知を通じたトラブル予防・発生時の対応に関する啓発
- 保護者向けの子供のネット利用に関する啓発リーフレットの作成・周知

○　保護者を対象とした情報モラル等に関するシンポジウム（ネットモラルキャラバン隊）の開催

○　地域におけるネットの適切な利用に関する先進的な啓発活動等の支援

○　子供のネット利用等に関する講座を含めた、保護者への学習機会の提供等、各地域で実施される家庭教育支援の取組の支援

◆　学校における情報モラル教育の推進

○　学習指導要領（総則（小・中・高））において情報モラルを含む「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け

○　情報モラル教育ポータルサイトにおけるＳＮＳの利用を通じたトラブルへの対応等に関する啓発資料の公表

○　教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーの実施

○　独立行政法人教職員支援機構における情報モラル教育を含む情報活用能力の育成に関する講義・演習を含む研修の実施

◆　ネットいじめへの対応

○　ネットを通じて行われるものもいじめに含むことを規定した「いじめ防止対策推進法」の施行（2013年）

○　ネット上のいじめに対処する体制を整備すること等を盛り込んだ「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（2017年改定）

○　チームとしての教育相談や関係機関との連携等を図るためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実

○　児童生徒の様々な悩みの相談に応じるＳＮＳ等を活用した相談体制の構築に関する取組の支援

出典：文部科学省.青少年インターネット環境の整備等に関する検討会　第68回会合（令和8年6月4日）
「資料1-6（文科省資料）文部科学省における青少年の安全・安心なインターネット利用に関する取組」

青少年を取り巻く有害環境対策の推進

令和9年度要求・要望額　24百万円
（前年度予算額　21百万円）

文部科学省

昨今、SNSを含むインターネットは様々な分野に浸透し、青少年にとって身近で生活に欠かせないツールとなっている。一方で、一部ではインターネットを通じた犯罪被害の発生や、長時間利用等により意図せず生活習慣が崩れてしまう等の課題も指摘されている。今後、青少年を取り巻く社会全体のデジタル化が更に進展することが予想される中で、青少年がインターネット等を適切に活用できるようにする取組を推進する。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等に関する依存症等について、青少年の健全育成を図る観点から、適切な理解に資する取組や、予防教育の実施を推進する。

【委託事業、平成16年度事業開始】

ネットモラルキャラバン隊

●全国各地で保護者等を対象に、生成AI等の新たな技術や偽・誤情報への対応等を含めたネットとの関わり方、家庭でのルール作り等の観点から、青少年がインターネットを適切に利用するためのシンポジウムを広報キャンペーンとセットで開催。
●全国フォーラムとして、有識者によるトークセッションやパネルディスカッション、インフルエンサー等の活用による広報キャンペーンを実施し、各地域における成果の全国的な展開を図る。

(1)積　算：①フォーラム開催　1百万円
　　②シンポジウム　4百万円 × 1団体
(2)委託先：民間等



青少年教育施設を活用した生活習慣等改善推進事業

●インターネットの長時間利用等の要因で生活習慣が崩れている青少年を対象に、青少年教育施設を活用した自然体験や宿泊体験プログラムを実施。また、その保護者へも、家庭での関わり方等について知見を得るためのプログラムを実施。
●プログラム参加者の追跡調査等により成果を検証するとともに、プログラムの普及を図るために効果的な広報を実施。

(1)積算　：3百万円 × 3団体
(2)委託先：民間、地方公共団体等

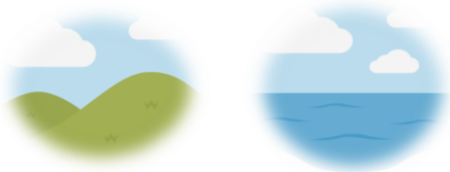

拡充 青少年ネット・インタラクティブ・フォーラム

●青少年が主体となり、青少年が日頃どのようにSNSを含むインターネットや生成AI等を活用しているかを踏まえ、ネットとの関わり方や今後の社会の在り方等について、様々な世代とコミュニケーションを図る対話型のフォーラム・ワークショップを開催。

(1)積　算：5百万円 × 1団体
(2)委託先：地方公共団体、学校法人等



依存症予防教育推進事業

●各地域において、アルコール、薬物、ギャンブル等への依存症等を予防するための啓発講座「依存症予防教室」を開催。
●全国的な啓発として「依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウム」を開催。

(1)積　算：①シンポジウム　1百万円
　　②依存症予防教室　2百万円　×2団体
(2)委託先：民間、地方公共団体



（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

生命（いのち）の安全教育について

文部科学省

◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成・公表。

◆ 令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて教材・指導の手引きの拡充・改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進。

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引きについて

【目標】 生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

各段階における学習内容

【幼児期】
・自分の体は自分だけのもので、とても大事なもの
・水着で隠れるところは見せたり触らせたりしない
・嫌な触られ方をした場合の対応（嫌だと言う　など）等

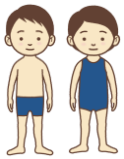

【小学校低・中学年】
・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
・自分の体のことを決められるのは自分だけ　等

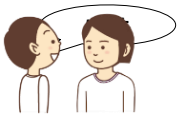

【小学校高学年】
・人との距離感（境界線）の理解
・同意を確認しない行為・性的な暴力
・インターネットやSNSでの性暴力　等



【中学校・高等学校】
・性的同意の明確な理解
・性暴力の例（デートＤＶ、ＳＮＳ被害、痴漢）
・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）
・(高校)セクハラ、二次被害　　等



【特別支援教育】
・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】
・性暴力の例、実態、身近な被害実態
・性暴力が起きないようにするためのポイント
・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先　　等



活用促進の取組

◆「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率は全国で45.3%。うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用しているのは32.8%であり、更なる普及啓発が必要。(R5文科省調べ)

◆ 文部科学省では、活用促進に向けて、動画教材や研修用動画、指導例動画の作成等のコンテンツの充実や、生徒指導提要への位置づけ、学校等で「生命（いのち）の安全教育」講座の実施を支援する普及展開事業（予算事業）等の取組を推進。

各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。
教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。
文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

学校における熱中症事故の防止について

文部科学省

文部科学省では、熱中症事故の防止のため、毎年、暑くなり始める前の時期や暑さの厳しい盛夏に注意喚起を実施。
（令和8年度は5月8日と8月18日に通知等を発出）

○ **学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）（令和8年5月8日 8教参学第1号）より一部要約**

令和８年の夏は全国的に気温が高いと予想されています。児童生徒等の健康被害を防ぐため、

- **教職員や部活動の指導者等で熱中症事故防止の共通認識**を図ること
- **それほど気温の高くない（25～30℃）時期から**適切な措置を講ずること
- 活動実施について**活動場所の暑さ指数に基づいて判断**すること
- 熱中症事故防止に関して**児童生徒等へ適切に指導を行うこと**　等をお願いします。

令和3年5月、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成等に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を環境省とともに作成し、周知。（令和6年4月追補版を取りまとめ）

○ **学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要）（令和6年4月更新）**

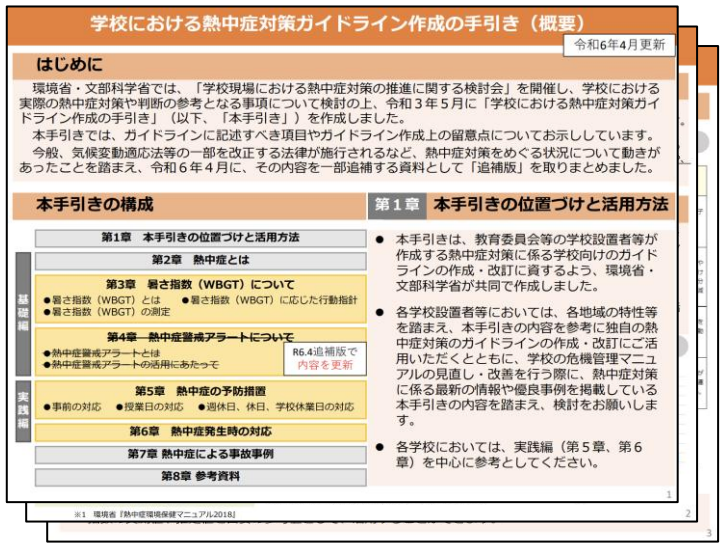
学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要）

令和6年4月更新

はじめに

環境省・文部科学省では、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、令和３年５月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（以下、「本手引き」）を作成しました。

本手引きでは、ガイドラインに記述すべき項目やガイドライン作成上の留意点についてお示ししています。

今般、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、令和６年４月に、その内容を一部追補する資料として「追補版」を取りまとめました。

本手引きの構成

第1章　本手引きの位置づけと活用方法

第2章　熱中症とは

第3章　暑さ指数（WBGT）について
●暑さ指数（WBGT）とは　●暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針
●暑さ指数（WBGT）の測定

第4章　熱中症警戒アラートについて
●熱中症警戒アラートとは
●熱中症警戒アラートの活用にあたって
R6.4追補版で内容を更新

第5章　熱中症の予防措置
●事前の対応　●授業日の対応　●週休日、休日、学校休業日の対応

第6章　熱中症発生時の対応

第7章 熱中症による事故例

第8章 参考資料

基礎編　実践編

第1章　本手引きの位置づけと活用方法

- 本手引きは、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、環境省・文部科学省が共同で作成しました。
- 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。
- 各学校においては、実践編（第５章、第６章）を中心に参考としてください。

※1　環境省『熱中症環境保健マニュアル2018』

気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえて、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版を作成。

学校設置者等が作成する**熱中症対策に係る学校向けのガイドライン**の作成・改訂とともに、**熱中症対策を盛り込んだ各学校における「危機管理マニュアル」**等の見直し・改善を促進し、**熱中症対策の推進**を図る。

（参考）
文部科学省 学校安全ポータルサイト
熱中症・水難事故防止関連情報
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html

児童生徒等のクマ被害防止対策について（再掲）

文部科学省

○児童生徒向け動画
「クマにおそわれないための３つのお約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

① クマの生息域の確認

② 通学時の注意点
（声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く）

③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
（ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢）

○保護者向けリーフレット
「保護者のみなさまへ　クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」





内容

① クマの生態について

② クマの出没情報の確認

③ クマに出会わないために　子供たちと確認したいポイント

④ もしも、クマに出会ってしまったら…　落ち着いて行動するために

⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い

出典：文部科学省．学校安全ポータルサイト「児童生徒等のクマ被害防止対策について」
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/kumahigaitaisaku.html

国民保護に関する事案（内閣官房リーフレット資料）



出典：内閣官房．国民保護ポータルサイト「弾道ミサイル飛来時の行動に関する普及啓発資料」リーフレット
https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/action_case.html

発達段階に応じた安全教育の目標

文部科学省

幼稚園	日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。 また、災害時などの行動の仕方については、・・・・・伝えることができるようにする
小学校	安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防災について理解し、・・・・・・・・、周りの人の安全にも配慮することができるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。
中学校	地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、・・・や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切を理解し、・・・・地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生法等の応急手当ができるようにする。
高等学校	安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、 過去に生じた規模や頻度等、・・・・・・・、地域社会の一員としての自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献・・。
特別支援	児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

出典：文部科学省.学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月31日改訂2版）

指導参考資料集 「実践的な防災教育の手引き-特別支援教育編-」



- 視覚障害や聴覚障害、知的障害、肢体不自由など、障害種別に事例を掲載。
- その他、「医療的ケア児」「重複障害」など、各事例の特徴を踏まえたトピックも掲載。



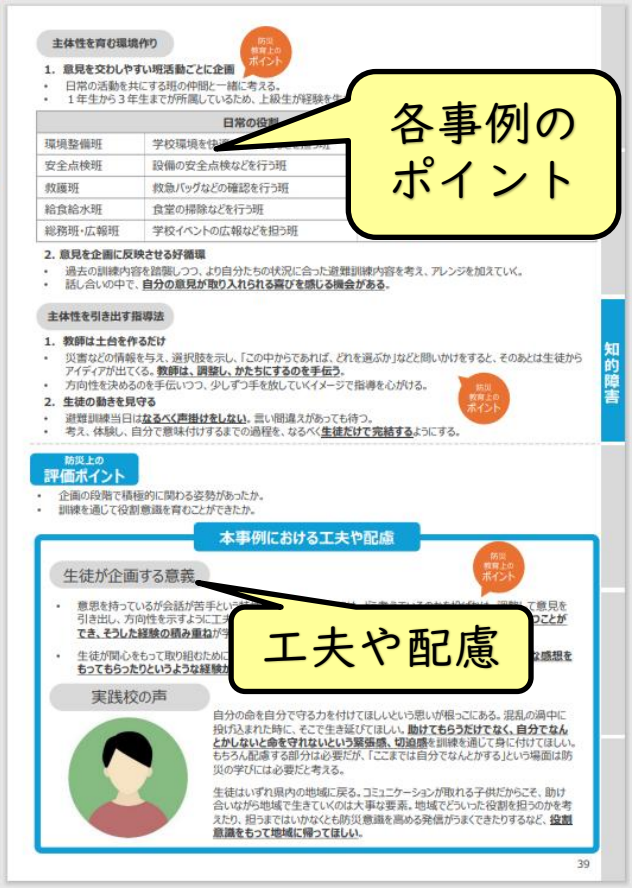

（出典）文部科学省.指導参考資料集「実践的な防災教育の手引き 特別支援教育編」令和７年３月

文部科学省「学校における医療的ケア実施ガイドライン」

- 近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及等に伴い、学校における医療的ケア児の在籍数は年々増加しており、**医療的ケア児が安全・安心に学校生活等を送ることができる環境の整備**が求められている。
- 一方、令和５年度、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうち、学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等を策定している教育委員会の割合は、54.2%※1となっており、**各教育委員会におけるガイドラインの策定が急務**となっている。

⇒ 令和７年度、学校※2における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に調査研究を実施。**各教育委員会が、学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな形】を作成・公表**。

※1 令和5年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」 ※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校

文部科学省HP： https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_2.pdf

ガイドライン検討のポイント

①各項目を検討する際の方向性【留意点】

各教育委員会がガイドラインの記載内容を検討するにあたって**念頭におくべき方向性**を記載。

②ガイドラインに必要な視点 【記載事項】

ガイドライン策定に必要な視点を、**推奨される事項**（通知等で示されている内容や今般求められる事項）と、**必要に応じて推奨される事項**（地域の実情を踏まえ必要性を判断する事項）に分けて、網羅的に掲載。

③全国の自治体のガイラインの記載例

全国の自治体において**既に策定されているガイドライン等の記載内容**を多数掲載。

ガイドラインの構成

1.はじめに
- 1-1. ガイドライン策定の背景・目的
- 1-2. 使用する用語の定義
- 1-3. ガイドラインの位置づけ

2.教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備
- 2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備
- 2-2. 学校における管理・実施体制の整備

3.医療的ケアの対応範囲
- 3-1. 実施可能な行為
- 3-2. 実施に当たっての環境整備
- 3-3. 主な医療的ケアの留意点

4.医療的ケア実施までの流れと実施事項
- 4-1. 実施までの流れ
- 4-2. 具体的な実施事項

5.保護者の付添い対応
- 5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方
- 5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応

6.学校生活の各場面に応じた対応
- 6-1. 校内の活動に関する対応
- 6-2. 登下校時の対応
- 6-3. 校外学習時の対応

7.緊急時対応
- 7-1. 緊急時対応マニュアルの作成
- 7-2. 緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え
- 7-3. 緊急事態発生時の対応
- 7-4. ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止

8.災害対策
- 8-1. 災害への備え
- 8-2. 発災時の対応
- 8-3. 事後の対応

6- 学校生活の各場面に応じた対応（抜粋）

6-3.2. 宿泊を伴う場合の対応

【留意点】
- **医療的ケア児が修学旅行等の宿泊を伴う校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等を決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるよう記載すること。**
- **校舎内とは異なる環境となる修学旅行等の宿泊を伴う校外学習において、夜間を含む臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。更に、普段の学校生活で学校の医療的ケア看護職員等が対応していない夜間の医療的ケアが必要となる場合があることから、学校関係者、主治医、保護者等の間で検討し協力が必要であることについて記載すること。**

3- 医療的ケアの対応範囲

3-1. 実施可能な行為

(3-1.記載例)

【静岡県】<特別支援学校・小学校・中学校対象>『静岡県医療的ケアガイドライン』（令和６年３月）（抜粋）

1 学校における医療的ケアの定義と実施者

（前略）

(3) 県立特別支援学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」（以下「指示書」という。）に従って医療的ケアを実施する。
また、一定の研修を修了し、認定された者（教職員）が、表に示す特定行為（口腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養等）に限り、一定の条件の下で看護師と協力しながら対応することを可能としている。

(4) 小中学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「指示書」に従って医療的ケアを実施する。

出典：文部科学省（特別支援教育課）令和8年7月 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html

文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」

文部科学省では、外国人児童生徒の公立学校への円滑な受入れに資することを目的として、「外国人児童生徒受入れの手引」を作成。（2011年3月発行、2019年3月改訂）

対象：外国人児童生徒等を直接指導する日本語指導担当教師、日本語指導の支援者、
外国人児童生徒等の在籍学級担任、学校の校長・副校長・教頭などの管理職、
市町村教育委員会の担当指導主事、都道府県教育委員会の担当指導主事



掲載例

（１）「サバイバル日本語」プログラム

①学習内容

ここでは、次の４つの観点から日本語使用場面と教える日本語の語彙・表現を決定します。その児童生徒にとって緊急性の高いものから、順に教えましょう。

A）健康で衛生的な生活を送るために
B）安全な生活を送るために
C）周囲の仲間との関係をつくるために
D）学校の生活を円滑に送るために

＜観点別表現例＞

観点	使用する表現例
健康・衛生	**トイレ** ・「先生、トイレいいですか」 **給食** ・「これいらない、アレルギー」 **体調** ・「お腹／頭　いたいです」 **衛生** ・「ハンカチ、あります」
安全な生活	**交通安全** ・「赤はとまれ、緑は進め」 ・「車、気をつけて！」 ・「危ない、だめ」 ・「助けて！」
関係づくり	**あいさつ** ・「おはよう、さようなら」 ・「ありがとう」「ごめん」 **休み時間** ・「ぼくも入れて」 **物の貸し借り** ・「これ、かして」
学校生活	**教科名** ・「次、何の勉強？」「国語／算数／社会／理科　他」 **教室** ・「先生、どこ？」「体育館／グラウンド／職員室他」 **授業の準備** ・水泳カードの書き方「○度、印」 **清掃** ・「掃除・／ぞうきん／ほうき」 **遠足** ・「持ち物、しおり、すいとう、お弁当　など」

出典：文部科学省（国際教育課）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm